



Nogawa Tomoyuki

野川 友志 氏

香美市立鏡野中学校教諭



Tsutsui Masato

筒井 正人

高知区検察庁検察官副検事



Special interview with Mr.Nogawa and Mr.Tsutsui

二人が抱く問題意識とは？

【筒井】今日は、お忙しい中、対談に御協力いただき、ありがとうございます。

【野川】「こちらこそ、わざわざ鏡野中学校までおいでいただき、ありがとうございます。」

【筒井】野川先生は、高知地検が開催している法教育に関する勉強会に3年連続で御参加いただき、法教育に関心をもつてくださっていますね。

【野川】一昨年の高知地検での勉強会がとても刺激的で、教育に携わる者として本当にためになるものでした。そして、昨年度の勉強会では、多くの子どもたちが持っているスマホにまつわる法的なトラブル事例を紹介していただきましたが、私も同じ問題意識を持っていました。

【筒井】問題意識を持たれたのはなぜですか。

【野川】SNSなどのスマホにまつわるトラブルに、子どもたちが巻き込まれるだけでなく、子どもたち自身の使い方を聴いて驚いたからです。友だちの写真を勝手に撮影した、ネットで知り合った好きな人のために写真や動画を撮って送った、身内で盛り上がったノリの行動を動画撮影してXに載せた…後先を考えると子どもたちの行動を聴く中で、こうした行動の先に何が想定されるかという想像力を養う必要があると思うようになりました。

そこで、自分自身の経験や、自分の周囲の友人知人、生徒から聞いた話などをもとに、「適切な」デジタル機器の使い方について考えるワークシートを独自に作成することになりました。昨年度の勉強会では、実際に事件になった事例などを紹介いただき、これがさらに勉強になりました。

【筒井】私は、検察官として事件捜査をしてきて、若い人がSNSで性犯罪に巻き込まれた事件、他人のIDを使った不正アクセス、ネット掲示板での脅迫や業務妨害、自分の口座をSNSで知り合った他人に売っ

た結果、高い罰金を支払うこととなった口座売買の事件などを見てきました。SNSで「人助けをする仕事」と言われて特殊詐欺の共犯になってしまった大学生もいました。そのような、犯罪被害者になることはもちろん、思わず加害者になってしまう人もいて、若い人たちがこのようなトラブルに巻き込まれないようにするため、事例を紹介し、学校で共有してもらう必要があると思いました。

しかし、次から次へと新しいトラブルが出てくるので、すべてを紹介するのは難しいですし、子どもたちに、違法か違法でないかという判断軸だけで物事を考えてほしくないと思っていました。

【野川】そのとおりです。そこで私が取り組むようになったのがデジタルシティズンシップ教育という教育手法です。

「デジタルシティズンシップ教育」とは？

【筒井】今年の夏の勉強会では、野川先生に「法教育とデジタルシティズンシップ教育の視点を踏まえた情報教育の実践」と題して講演していただきましたね。デジタルシティズンシップ教育について改めてお話しいただけますか。

【野川】現在の子どもたちはデジタルネイティブと言われ、学校現場でも一人一台端末を2年前から支給し、新しい教育実践が始まりました。学校現場で実践する教師の一人として、業務負担は否めませんが、急速にデジタル化が進む昨今、これからの社会を担う子どもたちに、どのような使い方が望ましいかを考えさせる必要があると強く感じました。Society5.0という新しいデジタル社会において、従来の情報モラル教育、いわゆる「ベカらず集」や「デジタル犯罪集」をただ伝達して、「使つてはいけない」という教育を続けることは、あまりにも時代錯誤であるという批判が出てきたようです。

【筒井】なるほど、情報モラル教育が、「やってはいけないこと」から転じて「使ってはいけないもの」という認識になってしまおうという落とし穴になってしまったんですね。しかし、善悪を判断する基準としての法の考え方も大切ですね？

【野川】もちろん、「こうした情報モラル教育が不要なわけではありませんが、それだけでは、子どもたちの考える力が育たず、「デジタルは怖いもの」「使わないのが正しい」と感じるばかりで、新しい時代を担う次世代を育成する教育からかけ離れることとなります。

したがって、これからの時代は、情報モラル教育に加えて、「どのように使っていく」ことが望ましいかを考えさせる教育の必要性があります。これが、「デジタルシティズンシップ教育」と呼ばれるものです。

「デジタルシティズンシップ教育」×「法教育」の実践

【筒井】野川先生は、学校でデジタルシティズンシップ教育を実践されているのですよね。

【野川】はい。先ほど申し上げたワークシートなどを作り、筒井副検事にも監修していただいで、授業で実践してきました。

「一人一台端末を使って」とよく言われますが、スマホ保有率が90%以上の今の中学生にとって、学校支給の端末上でのトラブルよりも、スマホやSNSの事例を使った学習の方が効果的だと考え、事例学習で実践しています。

作成に当たって考えたのは、「多くの人がやったことがあると感じるもの」「やっていいかどうか迷ったことはあるけど、みんなやっているから」という安心感でやっていることなどを具体的に多く取り入れることでした。

例えば、YouTubeに違法アップロードされている動画を見ても構わないか(違法にならないか)や、好きな人の名前をGoogleで検索しても良いか、飲食店の食べ物に対する自分の感想(酷評)をXやインスタで発信してよいか、グループLINEにいな人的話(陰口)を、翌日学校で直接伝えてあげることはやさしかか、などといった内容です。感覚的にですが少なくとも30%程度、事例によっては90%以上の生徒が、こうした経験があると答えてくれました。

【筒井】ネット上の自分の行為が誰かを傷つけるのではないかと想像し、他人の気持ちになって物事を考えるということですね。

そして、それに基づいて正しい結論を出せる、正しい判断ができるようになれば、ネットにあふれている危険にも気付けるようになり、犯罪の罠に陥ってしまいう可能性もぐんと下がると思います。

「法律は最低限の道德である」という言葉がありますが、私は、学校で講演させていただくとき、最も大事なことは、結局のところ「他人に対する思いやり」だとお話しさせていただいています。

【野川】私も、生徒達には他人に対する思いやりをもった、寛容な人間に育ってもらいたいと思って取り組んでいます。ネットでは相手の顔や言葉、行動は見えても、心は見えない。「違法性は問えないかもしれないが、人としてどうなのか」というところに子どもたちが踏み込んで考えることが重要だと思います。私自身も、たくさん失敗してきましたので…。

ところで、今回のシンポジウムは「再犯防止がテーマですが、今年の夏の勉強会では、犯罪をした人の社会復帰支援についてもお話しいただきました。そして、生きづらさを抱えて犯罪をした人の支援がいかに大切かという話を学びました。筒井副検事が、法教育の勉強会で社会復帰支援のことを紹介した意図を改めてお聞かせください。

「社会復帰支援」の重要性

【筒井】日本社会は、罪を犯した人をなかなか受け入れません。そして最近ではネットニュースが普及していますが、マスコミが諸般の事情を考慮して匿名で報道すると、「実名報道しろ。」という声が上がります。独自に加害者を特定し、住所や勤務先、家庭関係までさらしたりします。

【野川】子どもたちからも、「特定」とよく聞きます。しかし、「こ」に違法性はないのでしょうか？

【筒井】特定行為を行う側の言い分として、「被害者がかわいそうだ」「再犯防止のためにも加害者をきちんと報道すべき」という正義感があるように思います。しかし、これは私的制裁(リンチ)であり、許されることではありません。被害者はそのようなことを本当に望んでいるのでしょうか？

【野川】教育現場では絶対にあってはならない「いじめの仕返し」に似ていますね。「嫌な思いをした人がいるんだから、その人のすべてがさらけ出されても良い」という、人を傷つけて物事を解決する方法は間違っていると思います。



【筒井】犯罪をした人は、刑罰を受けた後、社会に戻ってきて、私たちと共存するというのが我が国の仕組みです。このような私的制裁を加えて排除していると、その人は社会に復帰できません。そうすれば、その人はまた犯罪をしなければならなくなり、その結果として新たな被害者が生まれます。そしてまた、加害者をたたき、新たな被害者が生まれる…日本社会は、そのような負のループから抜け出せなくなります。

【野川】正義の味方がいつの間にか悪の加害者に…集団心理がもたらす負のループですね。言っていることが仮に正当なことだとしても、その結果、人を傷つけても良いということにはなりませんね。

【筒井】その通りです。そして、「こ」のような私的制裁をした側は、名誉毀損罪等で自分が処罰されたり、損害賠償を請求されたりすることにもなりかねません。正義感が自分を加害者にしてしまうおそれがあるのです。「これでは結局、誰も幸せになりませんし、それは本当の正義ではない」と思います。

【野川】お話を伺っていると、「正義を貫くためには、被害者のケアは必須です」と、被害者に寄り添うことを第一優先に考えるべきですが、加害者



の行動の裏側にも目を向けて、加害者の心情や背景も理解する必要があるように感じますね。

【筒井】 そうですね。加害者、罪を犯した人が、反省し、更生するために刑罰は必要です。しかし、刑罰は「法」というルールに則って行使されなければなりません。では、なぜ私的制裁のようなことが起こるのかと考えると、「法」が究極的には社会を豊かにするために存在するのだという本質的な理解が、国民に十分に浸透していないのではないかと思われました。そこで、法的なものの考え方を理解してもらうために、法教育のさらなる普及が必要と思うようになったのです。

【野川】 筒井副検事には、本校でもご講演をいただき、そのようなお話をさせていただきましたね。生徒達も、犯罪をした人をただただだけではなく、その人に立ち直ってもらわなければならないということを理解したようでした。急速にデジタル化が進む現代社会では、いつでもどこでも、誰もが自由にコメントを発信し、残すことができますが、その結果自分が加害者になることを理解しなければ、「気付かぬうちに加害者」となりかねません。

【筒井】若い人たちは、そのあたりの理解がとても早いです。野川先生がおっしゃることや、取り組まれているデジタルシティズンシップ教育もそうですし、社会復帰支援についても被害者支援についても、デジタル社会において法教育の重要性はさらに増していくと思います。これから一緒に取り組んでいきたいと思います。

【野川】ぜひ、よろしく願っています。

— 法教育への取組について —



こんにちは、高知地方検察庁検察広報官の井東です。

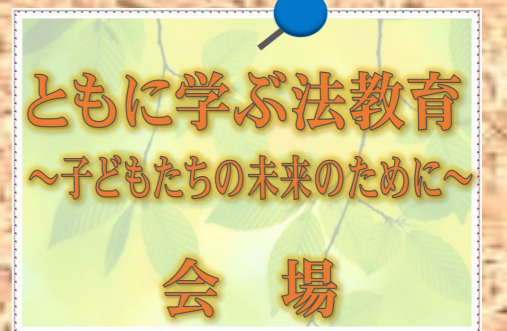
私は、今年度から検察広報官として、法教育等の広報活動に携わることになりました。

法教育の重要性は、近年の社会制度変化（成人年齢・裁判員対象年齢の18歳への引下げ等）に伴って、ますます高まっています。

そのような状況を踏まえ、「法教育」を身近に面白く感じてもらえるよう広報活動に取り組んでいます。

今回は、その取組の1つである「夏期教員研修」について、紹介します。

夏期教員研修とは、教職員の方を対象とした勉強会です。



令和5年度の夏期教員研修では、「ともに学ぶ法教育～子どもたちの未来のために～」と題して、高知少年鑑別所、高知県警察本部、弁護士の方に講師として参加していただき、勉強会を行いました。

この勉強会のタイトルと授業のテーマは、若手職員と協力して決めました！

本勉強会では、法教育の面白さを伝えるとともに、高知大学教育学部附属特別支援学校の二宮啓教諭に幼少期の愛着形成不全について、対談にも御協力いただいた野川教諭には「デジタルシティズンシップ教育の視点を踏まえた情報教育の実践」と題して、学校での法教育の取組を発表していただきました。

また、受講者からは、教育現場で対応に苦慮された事例について質問がありました。

この事例を講師それぞれの立場から多角的に検討することができましたので、受講者も「ともに考える」ことができ、より実践的な内容になったと思います。



最後になりますが、当庁では、生徒の年齢に近く柔軟な発想を持っている若手職員と連携して、カリキュラムやプレゼン内容を考え、皆さんのニーズにお応えできるような広報活動を行っており、依頼先へ訪問する「出前教室」や当庁に来ていただく「移動教室」を広報活動（法教育活動）として実施していますので、興味のある方は気軽にお問い合わせください。



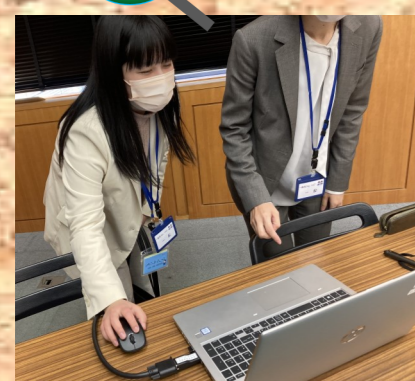
♪ 楽しく真面目に広報活動してます♪

■ 令和5年度法教育実績 ■

- 6月26日 学芸中学校
- 7月27日 夏期教員研修
- 9月8日 鏡野中学校
- 10月20日 山田高校
- 11月9日 高知大学
- 11月13日 県教委研修
- 11月30日 須崎総合高校



♪ 広報活動中の若手職員と筒井副検事♪



高知地検HPのQRコードです！
広報活動状況を掲載していますので、是非、ご覧ください！

高知地方検察庁 広報活動

